

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="371 288 920 316">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p data-bbox="383 360 909 387">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p data-bbox="210 432 636 459">（保存義務者に関する規定の準用）</p> <p data-bbox="170 472 1126 679">7 の 9 - 2 特例輸入者が法第 7 条の 9 第 2 項において準用する法第 94 条の 2 から第 94 条の 6 までの規定に基づき、特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特例輸入関税関係書類の保存並びに電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行う場合の取扱いについては、後記 94 の 2 - 1 から <u>94 の 2 - 35</u> まで及び 94 の 5 - 1 から <u>94 の 5 - 8</u> までの規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p data-bbox="557 724 730 751">第 6 章 通関</p> <p data-bbox="456 798 831 825">第 1 節の 2 輸出申告の特例</p> <p data-bbox="210 869 636 896">（保存義務者に関する規定の準用）</p> <p data-bbox="170 909 1126 1117">67 の 8 - 2 特定輸出者が法第 67 条の 8 第 2 項において準用する法第 94 条の 2 から第 94 条の 6 までの規定に基づき、特定輸出関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特定輸出関税関係書類の保存並びに電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行う場合の取扱いについては、後記 94 の 2 - 1 から <u>94 の 2 - 35</u> まで及び 94 の 5 - 1 から <u>94 の 5 - 8</u> までの規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p data-bbox="557 1161 730 1189">第 9 章 雑則</p> <p data-bbox="210 1233 721 1260">（関税関係帳簿に係る電磁的記録の範囲）</p> <p data-bbox="170 1273 1126 1444">94 の 2 - 1 法第 94 条の 2 第 1 項又は第 94 条の 3 第 1 項に規定する「関税関係帳簿に係る電磁的記録」とは、規則第 10 条第 1 項各号の要件に従って備付け及び保存（以下この項から後記 94 の <u>2 - 35</u> までにおいて「保存等」という。）が行われている当該関税関係帳簿を出力することができる電磁的記録をいう。</p>	<p data-bbox="1357 288 1906 316">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p data-bbox="1368 360 1895 387">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p data-bbox="1202 432 1628 459">（保存義務者に関する規定の準用）</p> <p data-bbox="1162 472 2119 679">7 の 9 - 2 特例輸入者が法第 7 条の 9 第 2 項において準用する法第 94 条の 2 から第 94 条の 6 までの規定に基づき、特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特例輸入関税関係書類の保存並びに電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行う場合の取扱いについては、後記 94 の 2 - 1 から <u>94 の 2 - 39</u> まで及び 94 の 5 - 1 から <u>94 の 5 - 9</u> までの規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p data-bbox="1543 724 1715 751">第 6 章 通関</p> <p data-bbox="1442 798 1816 825">第 1 節の 2 輸出申告の特例</p> <p data-bbox="1202 869 1628 896">（保存義務者に関する規定の準用）</p> <p data-bbox="1162 909 2119 1117">67 の 8 - 2 特定輸出者が法第 67 条の 8 第 2 項において準用する法第 94 条の 2 から第 94 条の 6 までの規定に基づき、特定輸出関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特定輸出関税関係書類の保存並びに電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行う場合の取扱いについては、後記 94 の 2 - 1 から <u>94 の 2 - 39</u> まで及び 94 の 5 - 1 から <u>94 の 5 - 9</u> までの規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p data-bbox="1543 1161 1715 1189">第 9 章 雑則</p> <p data-bbox="1202 1233 1702 1260">（関税関係帳簿に係る電磁的記録の範囲）</p> <p data-bbox="1162 1273 2119 1444">94 の 2 - 1 法第 94 条の 2 第 1 項又は第 94 条の 3 第 1 項に規定する「関税関係帳簿に係る電磁的記録」とは、規則第 10 条第 1 項各号の要件に従って備付け及び保存（以下この項から後記 94 の <u>2 - 39</u> までにおいて「保存等」という。）が行われている当該関税関係帳簿を出力することができる電磁的記録をいう。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>したがって、そのような電磁的記録である限り、電子計算機処理において複数の電磁的記録が作成される場合にそのいずれの電磁的記録を保存等の対象とするかは、保存義務者が任意に選択することができることに留意する。</p> <p>（注） （省略）</p> <p>（保存義務者が開発したプログラムの意義）</p> <p>94の 2 - 5 規則第10条第 1 項第 1 号（同条第 2 項及び第 4 項第 6 号において準用する場合を含む。）に規定する「保存義務者が開発したプログラム」とは、保存義務者が主体となってその責任において開発したプログラムをいい、システム開発業者に委託して開発したのも、これに含まれることに留意する。</p> <p>（備付けを要するシステム関係書類等の範囲）</p> <p>94の 2 - 6 規則第10条第 1 項第 1 号イからニまで（同条第 2 項及び第 4 項第 6 号において準用する場合を含む。）に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいう。</p> <p>なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同条第 1 項第 2 号（同条第 2 項において準用する場合を含む。以下後記94の 2 - 8 までにおいて同じ。）に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第 4 項第 4 号に規定する電磁的記録の保存をする場所（以下94の 2 - 7 において「保存場所」という。）で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとしているときは、これを認める。</p> <p>(1)~(4) （省略）</p> <p>（電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義）</p> <p>94の 2 - 7 規則第10条第 1 項第 2 号及び第 4 項第 4 号に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムに限られないことに留意する。</p>	<p>したがって、そのような電磁的記録である限り、電子計算機処理において複数の電磁的記録が作成される場合にそのいずれの電磁的記録を保存等の対象とするかは、保存義務者が任意に選択することができることに留意する。</p> <p>（注） （同左）</p> <p>（保存義務者が開発したプログラムの意義）</p> <p>94の 2 - 5 規則第10条第 1 項第 1 号（同条第 2 項及び第 4 項第 7 号において準用する場合を含む。）に規定する「保存義務者が開発したプログラム」とは、保存義務者が主体となってその責任において開発したプログラムをいい、システム開発業者に委託して開発したのも、これに含まれることに留意する。</p> <p>（備付けを要するシステム関係書類等の範囲）</p> <p>94の 2 - 6 規則第10条第 1 項第 1 号イからニまで（同条第 2 項及び第 4 項第 7 号において準用する場合を含む。）に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいう。</p> <p>なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同条第 1 項第 2 号（同条第 2 項において準用する場合を含む。以下後記94の 2 - 8 までにおいて同じ。）に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第 4 項第 5 号に規定する電磁的記録の保存をする場所（以下94の 2 - 7 において「保存場所」という。）で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとしているときは、これを認める。</p> <p>(1)~(4) （同左）</p> <p>（電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義）</p> <p>94の 2 - 7 規則第10条第 1 項第 2 号及び第 4 項第 5 号に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムに限られないことに留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（注） 規則第10条第1項第2号及び第4項第4号の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、保存場所に備え付けられている電子計算機と関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。</p> <p>（電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義）</p> <p>94の2-9 規則第10条第1項第3号（同条第2項並びに第10条の2第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の「法第105条（税関職員の権限）の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」及び規則第10条第4項の「法第105条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより保存等が行われている関税関係帳簿又は保存が行われている関税関係書類について、税関職員から提示又は提出の要求（以下この項において「ダウンロードの求め」という。）があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることを行うのであり、「その求めに応じること」とは、税関職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこれらの規定の適用（電子帳簿等保存制度の適用・検索機能の確保の要件の緩和）は受けられないことに留意する。</p> <p>したがって、その求めに一部でも応じず、かつ、規則第10条第4項第5号に掲げる要件（検索機能の確保に関する要件の全て）又は第2条第4項に定める要件（優良な電子帳簿に関する要件。なお、関税関係書類については、規則第10条第2項の規定によりこれを読み替えた要件。）が備わっていなかった場合には、規則第10条第1項、第2項若しくは第4項又は第10条の2の適用に当たって、要件に従って保存等が行われていないこととなるから、その保存等がされている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは関税関係帳簿書類とはみなされないことと</p>	<p>（注） 規則第10条第1項第2号及び第4項第5号の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、保存場所に備え付けられている電子計算機と関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。</p> <p>（電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義）</p> <p>94の2-9 規則第10条第1項第3号（同条第2項並びに第10条の2第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の「法第105条（税関職員の権限）の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」及び規則第10条第4項の「法第105条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより保存等が行われている関税関係帳簿又は保存が行われている関税関係書類について、税関職員から提示又は提出の要求（以下この項において「ダウンロードの求め」という。）があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることを行うのであり、「その求めに応じること」とは、税関職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこれらの規定の適用（電子帳簿等保存制度の適用・検索機能の確保の要件の緩和）は受けられないことに留意する。</p> <p>したがって、その求めに一部でも応じず、かつ、規則第10条第4項第6号に掲げる要件（検索機能の確保に関する要件の全て）又は第2条第4項に定める要件（優良な電子帳簿に関する要件。なお、関税関係書類については、規則第10条第2項の規定によりこれを読み替えた要件。）が備わっていなかった場合には、規則第10条第1項、第2項若しくは第4項又は第10条の2の適用に当たって、要件に従って保存等が行われていないこととなるから、その保存等がされている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは関税関係帳簿書類とはみなされないことと</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なることに留意する。</p> <p>また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより保存等が行われている関税関係帳簿又は保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録の全てが対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税関職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。</p> <p>（検索機能及び範囲を指定して条件を設定することの意義）</p> <p>94の2-10 後記94の2-25及び94の2-28の規定は、規則第10条第2項に基づき保存する関税関係書類について準用する。</p> <p>（入力すべき記載事項の特例）</p> <p>94の2-11 法第94条の2第3項の適用に当たっては、関税関係書類の表裏にかかわらず、印刷、印字又は手書きの別、文字・数字・記号・符号等の別を問わず、何らかの記載があるときは入力することとなるが、書面に記載されている事項が、取引によって内容が変更されることがない定型的な事項であり、かつ、当該記載されている事項が規則第10条第4項第4号に規定する電磁的記録の保存をする場所において、同一の様式の書面が保存されていることにより確認できる場合には、当該記載されている事項以外の記載事項がない面については入力しないこととしても差し支えないこととする。</p> <p>（関税関係書類に係る記録事項の入力を速やかに行ったこと等を確認することができる場合（タイムスタンプを付す代わりに改ざん不可等のシステムを使用して保存する場合））</p> <p>94の2-15 規則第10条第4項第2号ロに掲げる要件に代えることができる同号柱書に規定する「当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」については、例えば、他者が提供するクラウドサーバ（<u>同号ハ</u>に掲げる電子計算機処理システムの要件を満たすものに限る。）により保存を行い、当該クラウドサーバがNTP（Network Time Protocol）サーバと同期することなどにより、その関税関係書類に係る記録事項の</p>	<p>なることに留意する。</p> <p>また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより保存等が行われている関税関係帳簿又は保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録の全てが対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税関職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。</p> <p>（検索機能及び範囲を指定して条件を設定することの意義）</p> <p>94の2-10 後記94の2-29及び94の2-32の規定は、規則第10条第2項に基づき保存する関税関係書類について準用する。</p> <p>（入力すべき記載事項の特例）</p> <p>94の2-11 法第94条の2第3項の適用に当たっては、関税関係書類の表裏にかかわらず、印刷、印字又は手書きの別、文字・数字・記号・符号等の別を問わず、何らかの記載があるときは入力することとなるが、書面に記載されている事項が、取引によって内容が変更されることがない定型的な事項であり、かつ、当該記載されている事項が規則第10条第4項第5号に規定する電磁的記録の保存をする場所において、同一の様式の書面が保存されていることにより確認できる場合には、当該記載されている事項以外の記載事項がない面については入力しないこととしても差し支えないこととする。</p> <p>（関税関係書類に係る記録事項の入力を速やかに行ったこと等を確認することができる場合（タイムスタンプを付す代わりに改ざん不可等のシステムを使用して保存する場合））</p> <p>94の2-15 規則第10条第4項第2号ロに掲げる要件に代えることができる同号柱書に規定する「当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」については、例えば、他者が提供するクラウドサーバ（<u>同号ニ</u>に掲げる電子計算機処理システムの要件を満たすものに限る。）により保存を行い、当該クラウドサーバがNTP（Network Time Protocol）サーバと同期することなどにより、その関税関係書類に係る記録事項の</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>入力とその作成又は受領後、速やかに行われたこと（その関税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあってはその関税関係書類に係る記録事項の入力とその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行われたこと）の確認ができるようにその保存日時の証明が客観的に担保されている場合が該当する。</p>	<p>入力とその作成又は受領後、速やかに行われたこと（その関税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあってはその関税関係書類に係る記録事項の入力とその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行われたこと）の確認ができるようにその保存日時の証明が客観的に担保されている場合が該当する。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(日本産業規格 A 列 4 番以下の大きさの書類の解像度の意義)</u> <u>94の 2-20 規則第10条第 4 項第 2 号ハ括弧書に規定する「当該関税関係書類の作成又は受領する者が当該関税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該関税関係書類の大きさが日本産業規格 A 列 4 番以下であるとき」における、同号ハ(1)に規定する「解像度に関する情報」の保存については、当該関税関係書類の電磁的記録に係る画素数を保存すれば足りることに留意する。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(対面で授受が行われない場合における関税関係書類の受領をする者の取扱い)</u> <u>94の 2-21 規則第10条第 4 項第 2 号ハの規定の適用に当たり、郵送等により送付された関税関係書類のうち、郵便受箱等に投函されることにより受領が行われるなど、対面で授受が行われない場合における関税関係書類の取扱いについては、読み取りを行う者のいずれを問わず、当該関税関係書類の受領をする者が当該関税関係書類をスキャナで読み取る場合に該当するものとして差し支えないものとする。</u></p>
<p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用) <u>94の 2-20 規則第10条第 4 項第 2 号ハ(1)に規定する「関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいう。したがって、例えば、受領した関税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに関税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。</u></p>	<p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用) <u>94の 2-22 規則第10条第 4 項第 2 号ニ(1)に規定する「関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいう。したがって、例えば、受領した関税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに関税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例）</p> <p><u>94の 2 - 21</u> 規則第10条第 4 項第 2 号ハ(1)に規定する「関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った関税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいう。ただし、書面の情報（書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。）を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。</p> <p>（スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法）</p> <p><u>94の 2 - 22</u> 規則第10条第 4 項第 2 号ハ(1)に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。</p> <p>したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができる必要があることに留意する。</p> <p>なお、削除の内容の全てを確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいう。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>（スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例）</p> <p><u>94の 2 - 23</u> 規則第10条第 4 項第 2 号ニ(1)に規定する「関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った関税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいう。ただし、書面の情報（書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。）を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。</p> <p>（スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法）</p> <p><u>94の 2 - 24</u> 規則第10条第 4 項第 2 号ニ(1)に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。</p> <p>したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができる必要があることに留意する。</p> <p>なお、削除の内容の全てを確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいう。</p> <p><u>(入力を行う者等の意義)</u></p> <p><u>94の 2 - 25</u> 規則第10条第 4 項第 3 号に規定する「入力を行う者」とは、<u>スキャナで読み取った画像が当該関税関係書類と同等であることを確認する入力作業をした者をいい、また、「その者を直接監督する者」とは、当該入力作業を直接に監督する責任のある者をいう。したがって、例えば、企業内での最終決裁権者ではあるが、当該入力作業を直接に監督する責任のない管理職の者はこれに当たらないことに留意する。</u></p> <p>また、当該入力作業を外部の者に委託した場合には、委託先における入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報を確認することができ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(帳簿書類間の関連性確保の方法)</p> <p>94の 2-23 前記94-1 (5)の規定は、規則第10条第 4 項第 3 号の規定の適用に当たり準用する。</p> <p>(4 ポイントの文字が認識できることの意義)</p> <p>94の 2-24 規則第10条第 4 項第 4 号ニの規定は、全ての関税関係書類に係る電磁的記録に適用される。したがって、日本産業規格 X 6933又は国際標準化機構の規格12653-3に準拠したテストチャートを同項第 2 号の電子計算機処理システムで入力し、同項第 4 号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャートの画像を確認し、4 ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての関税関係書類を入力し保存を行うことをいうことに留意する。</p> <p>なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えない。</p> <p>(検索機能の意義)</p> <p>94の 2-25 規則第10条第 4 項第 5 号（第10条の 3 において準用する場合を含む。以下後記94の 2-29までにおいて同じ。）に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び</p>	<p>る必要があることに留意する。</p> <p>(入力者等の情報の確認の意義)</p> <p>94の 2-26 規則第10条第 4 項第 3 号に規定する「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」とは、これらの者を特定できるような事業者名、役職名、所属部署名及び氏名などの身分を明らかにするものの電磁的記録又は書面により、確認することができるようにしておくことをいうことに留意する。</p> <p>(帳簿書類間の関連性確保の方法)</p> <p>94の 2-27 前記94-1 (5)の規定は、規則第10条第 4 項第 4 号の規定の適用に当たり準用する。</p> <p>(4 ポイントの文字が認識できることの意義)</p> <p>94の 2-28 規則第10条第 4 項第 5 号ニの規定は、全ての関税関係書類に係る電磁的記録に適用される。したがって、日本産業規格 X 6933又は国際標準化機構の規格12653-3に準拠したテストチャートを同項第 2 号の電子計算機処理システムで入力し、同項第 5 号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャートの画像を確認し、4 ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての関税関係書類を入力し保存を行うことをいうことに留意する。</p> <p>なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えない。</p> <p>(検索機能の意義)</p> <p>94の 2-29 規則第10条第 4 項第 6 号（第10条の 3 において準用する場合を含む。以下後記94の 2-33までにおいて同じ。）に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。</p>	<p>書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。</p>
<p>（検索できることの意義） 94の2-26 規則第10条第4項第5号に規定する「検索をすることができる機能を確保しておくこと」とは、システム上検索機能を有している場合のほか、次に掲げる方法により検索できる状態であるときは、当該要件を満たしているものとして取り扱う。 (1)～(2) （省略）</p>	<p>（検索できることの意義） 94の2-30 規則第10条第4項第6号に規定する「検索をすることができる機能を確保しておくこと」とは、システム上検索機能を有している場合のほか、次に掲げる方法により検索できる状態であるときは、当該要件を満たしているものとして取り扱う。 (1)～(2) （同左）</p>
<p>（スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目） 94の2-27 規則第10条第4項第5号イに規定する「取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先」には、例えば、次に掲げる関税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。 (1)～(5) （省略） （注） 輸入の許可書の番号等を関税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第10条第4項第3号の要件を確保することとしている場合には、当該許可書の番号等により関税関係帳簿の記録事項及び関税関係書類を検索することができる機能が必要となることに留意する。</p>	<p>（スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目） 94の2-31 規則第10条第4項第6号イに規定する「取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先」には、例えば、次に掲げる関税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。 (1)～(5) （同左） （注） 輸入の許可書の番号等を関税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第10条第4項第4号の要件を確保することとしている場合には、当該許可書の番号等により関税関係帳簿の記録事項及び関税関係書類を検索することができる機能が必要となることに留意する。</p>
<p>（範囲を指定して条件を設定することの意義） 94の2-28 規則第10条第4項第5号ロに規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、原則として、令第83条第6項の規定により関税関係書類を保存すべきこととなる期間内の関税関係書類に係る電磁的記録を通じて、日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。</p>	<p>（範囲を指定して条件を設定することの意義） 94の2-32 規則第10条第4項第6号ロに規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、原則として、令第83条第6項の規定により関税関係書類を保存すべきこととなる期間内の関税関係書類に係る電磁的記録を通じて、日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。</p>
<p>（二以上の任意の記録項目の組合せの意義） 94の2-29 規則第10条第4項第5号ハに規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、個々の関</p>	<p>（二以上の任意の記録項目の組合せの意義） 94の2-33 規則第10条第4項第6号ハに規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、個々の関</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>税関係書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該関税関係書類に係る検索の条件として設定した記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。</p> <p>（電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類の取扱い）</p> <p>94の2-30 一般書類や過去分重要書類の保存に当たって、既に、電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けている場合において、これに当該事務の責任者の定めや対象範囲を追加して改訂等により対応するときは、改めて当該書類を作成して備え付けることを省略して差し支えないものとする。</p> <p>（一般書類及び過去分重要書類の保存における取扱い）</p> <p>94の2-31 規則第10条第5項及び第7項のスキヤナ保存について、「関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」には、同条第4項第2号ロの要件に代えることができることに留意する。</p> <p>なお、この「関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」とは、前記94の2-15の方法により確認できる場合はこれに該当する。</p> <p>また、通常のスキャナ保存の場合と異なり、その関税関係書類に係る記録事項の入力が「同号（規則第10条第4項第1号）イ又はロに掲げる方法」によりされていることの確認は不要であり、入力した時点にかかわらず、入力した事実を確認できれば足りることに留意する。</p> <p>（災害その他やむを得ない事情）</p> <p>94の2-32 規則第10条第6項及び第8項に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次による。</p> <p>(1)～(2) （省略）</p> <p>なお、上記のような事象が生じたことを証明した場合であっても、当</p>	<p>税関係書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該関税関係書類に係る検索の条件として設定した記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。</p> <p>（電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類の取扱い）</p> <p>94の2-34 一般書類や過去分重要書類の保存に当たって、既に、電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けている場合において、これに当該事務の責任者の定めや対象範囲を追加して改訂等により対応するときは、改めて当該書類を作成して備え付けることを省略して差し支えないものとする。</p> <p>（一般書類及び過去分重要書類の保存における取扱い）</p> <p>94の2-35 規則第10条第5項及び第7項のスキヤナ保存について、「関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」には、同条第4項第2号ロの要件に代えることができることに留意する。</p> <p>なお、この「関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」とは、前記94の2-15の方法により確認できる場合はこれに該当する。</p> <p>また、通常のスキャナ保存の場合と異なり、その関税関係書類に係る記録事項の入力が「同号（規則第10条第4項第1号）イ又はロに掲げる方法」によりされていることの確認は不要であり、入力した時点にかかわらず、入力した事実を確認できれば足りることに留意する。</p> <p>（災害その他やむを得ない事情）</p> <p>94の2-36 規則第10条第6項及び第8項に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次による。</p> <p>(1)～(2) （同左）</p> <p>なお、上記のような事象が生じたことを証明した場合であっても、当</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>該事象の発生前から保存に係る各要件を満たせる状態になかったものについては、これらの規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（適用届出書の提出手続）</p> <p><u>94の2-33</u> 規則第10条第7項の規定に基づき、関税関係書類の電磁的記録による保存をもって当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者が行う適用届出書の提出は、「関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書」（C-9345）2通（原本、届出者用）を同項の輸入申告に係る税関長の所属する税関の輸入事後調査部門に提出することにより行うものとし、届出書を受理したときは、うち1通に受理印を押なつて届出者に交付する。適用届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができるものとし、その提出を受けた税関は、直ちに他の税関に、その適用届出書の写しを送付するものとする。</p> <p>なお、届出者の利便性等を考慮し、特例輸入担当部門（特例輸入者が関税関係書類又は特例輸入関税関係書類に係る適用届出書を提出する場合に限る。）又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該適用届出書を受理した部門は、うち1通に受理印を押なつて届出者に交付するとともに、その適用届出書の写しを速やかに本関の輸入事後調査部門に送付するものとする。</p> <p>（途中で電磁的記録等による保存等をやめた場合の電磁的記録等の取扱い）</p> <p><u>94の2-34</u> 法第94条の2第1項に規定する保存義務者が同項若しくは同条第2項又は第94条の3第1項若しくは第2項の適用を受けている関税関係帳簿書類について、その保存期間の途中で電磁的記録による保存等を取りやめることとした場合には、当該取りやめることとした関税関係帳簿書類については、取りやめることとした日において保存等をしている電磁的記録及び保存している電子計算機出力マイクロフィルムの内容を書面に出力して保存等をしなければならないことに留意する。</p> <p>また、法第94条の2第3項前段に規定する財務省令で定めるところにより保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録について、その</p>	<p>該事象の発生前から保存に係る各要件を満たせる状態になかったものについては、これらの規定の適用はないことに留意する。</p> <p>（適用届出書の提出手続）</p> <p><u>94の2-37</u> 規則第10条第7項の規定に基づき、関税関係書類の電磁的記録による保存をもって当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者が行う適用届出書の提出は、「関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書」（C-9345）2通（原本、届出者用）を同項の輸入申告に係る税関長の所属する税関の輸入事後調査部門に提出することにより行うものとし、届出書を受理したときは、うち1通に受理印を押なつて届出者に交付する。適用届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができるものとし、その提出を受けた税関は、直ちに他の税関に、その適用届出書の写しを送付するものとする。</p> <p>なお、届出者の利便性等を考慮し、特例輸入担当部門（特例輸入者が関税関係書類又は特例輸入関税関係書類に係る適用届出書を提出する場合に限る。）又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該適用届出書を受理した部門は、うち1通に受理印を押なつて届出者に交付するとともに、その適用届出書の写しを速やかに本関の輸入事後調査部門に送付するものとする。</p> <p>（途中で電磁的記録等による保存等をやめた場合の電磁的記録等の取扱い）</p> <p><u>94の2-38</u> 法第94条の2第1項に規定する保存義務者が同項若しくは同条第2項又は第94条の3第1項若しくは第2項の適用を受けている関税関係帳簿書類について、その保存期間の途中で電磁的記録による保存等を取りやめることとした場合には、当該取りやめることとした関税関係帳簿書類については、取りやめることとした日において保存等をしている電磁的記録及び保存している電子計算機出力マイクロフィルムの内容を書面に出力して保存等をしなければならないことに留意する。</p> <p>また、法第94条の2第3項前段に規定する財務省令で定めるところにより保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録について、その</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>保存期間の途中でその財務省令で定めるところに従った電磁的記録による保存を取りやめることとした場合には、その電磁的記録の基となった関税関係書類を保存しているときは当該関税関係書類を、廃棄しているときはその取りやめることとした日において適法に保存している電磁的記録を、それぞれの要件に従って保存することに留意する。</p> <p>（システム変更を行った場合の取扱い）</p> <p><u>94の2-35</u> 保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された関税関係帳簿書類に係る電磁的記録（以下この項において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。）については、原則としてシステム変更後においても、規則第10条又は第10条の2に規定する要件に従って保存等を行わなければならないことに留意する。</p> <p>この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をするべき期間分の電磁的記録（法第94条の2第1項又は第2項に規定する財務省令で定めるところにより保存等が行われていた関税関係帳簿書類に係る電磁的記録に限る。）を書面に出し、保存等をしているときには、これを認める。</p> <p>また、上記の場合において、法第94条の2第3項前段に規定する財務省令で定めるところにより保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録については、変更前のシステムに係る電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認めるが、当該書類の保存がない場合は、同項後段の規定によりそのシステム変更日において適法に保存している電磁的記録の保存を行うことに留意する。</p> <p>（貨物を業として輸入する者についての規定の準用）</p> <p><u>94の2-36</u> 規則第11条の規定に基づき、規則第10条の規定を貨物を業として輸出する者に準用する場合の取扱いについては、前記94の2-1から<u>94の2-35</u>までの規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>保存期間の途中でその財務省令で定めるところに従った電磁的記録による保存を取りやめることとした場合には、その電磁的記録の基となった関税関係書類を保存しているときは当該関税関係書類を、廃棄しているときはその取りやめることとした日において適法に保存している電磁的記録を、それぞれの要件に従って保存することに留意する。</p> <p>（システム変更を行った場合の取扱い）</p> <p><u>94の2-39</u> 保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された関税関係帳簿書類に係る電磁的記録（以下この項において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。）については、原則としてシステム変更後においても、規則第10条又は第10条の2に規定する要件に従って保存等を行わなければならないことに留意する。</p> <p>この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をするべき期間分の電磁的記録（法第94条の2第1項又は第2項に規定する財務省令で定めるところにより保存等が行われていた関税関係帳簿書類に係る電磁的記録に限る。）を書面に出し、保存等をしているときには、これを認める。</p> <p>また、上記の場合において、法第94条の2第3項前段に規定する財務省令で定めるところにより保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録については、変更前のシステムに係る電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認めるが、当該書類の保存がない場合は、同項後段の規定によりそのシステム変更日において適法に保存している電磁的記録の保存を行うことに留意する。</p> <p>（貨物を業として輸入する者についての規定の準用）</p> <p><u>94の2-40</u> 規則第11条の規定に基づき、規則第10条の規定を貨物を業として輸出する者に準用する場合の取扱いについては、前記94の2-1から<u>94の2-39</u>までの規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p><u>(保存を行う者等の意義)</u></p> <p><u>94の5-5</u> 前記94の2-25の規定は、規則第10条の3第1項第2号に規</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（速やかに行うことの意義）</p> <p><u>94の5-5</u> 規則第10条の3第1項第2号イに規定する「速やかに」の適用に当たり、取引情報の授受後おおむね7営業日以内にタイムスタンプを付している場合には、速やかに行っているものとして取り扱う。</p> <p>なお、同号ロに規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、おおむね7営業日以内にタイムスタンプを付している場合には同様に扱う。</p>	<p><u>定する「保存を行う者」又は「その者を直接監督する者」の適用に当たり準用する。</u></p> <p>（速やかに行うことの意義）</p> <p><u>94の5-6</u> 規則第10条の3第1項第2号イに規定する「速やかに」の適用に当たり、取引情報の授受後おおむね7営業日以内にタイムスタンプを付している場合には、速やかに行っているものとして取り扱う。</p> <p>なお、同号ロに規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、おおむね7営業日以内にタイムスタンプを付している場合には同様に扱う。</p>
<p>（業務の処理に係る通常の期間の意義）</p> <p><u>94の5-6</u> 規則第10条の3第1項第2号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の期間」とは、取引情報の授受からタイムスタンプを付すまでの通常の業務処理サイクルの期間をいうことに留意する。</p> <p>なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。</p>	<p>（業務の処理に係る通常の期間の意義）</p> <p><u>94の5-7</u> 規則第10条の3第1項第2号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の期間」とは、取引情報の授受からタイムスタンプを付すまでの通常の業務処理サイクルの期間をいうことに留意する。</p> <p>なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。</p>
<p>（規則第10条の3第1項第3号に規定するシステムの例示）</p> <p><u>94の5-7</u> 規則第10条の3第1項第3号イに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること」とは、例えば、電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録（訂正削除前の履歴ファイル）に自動的に記録されるシステム等をいう。</p> <p>また、同号ロに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと」とは、例えば、電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除について、物理的にできない仕様とされているシステム等をいう。</p>	<p>（規則第10条の3第1項第3号に規定するシステムの例示）</p> <p><u>94の5-8</u> 規則第10条の3第1項第3号イに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること」とは、例えば、電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録（訂正削除前の履歴ファイル）に自動的に記録されるシステム等をいう。</p> <p>また、同号ロに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと」とは、例えば、電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除について、物理的にできない仕様とされているシステム等をいう。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程）</p> <p><u>94の5-8</u> 規則第10条の3第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。</p> <p>(1)～(2) （省略）</p> <p>（貨物を業として輸入する者についての規定の準用）</p> <p><u>94の5-9</u> 規則第11条の規定に基づき、規則第10条の3の規定を貨物を業として輸出する者に準用する場合の取扱いについては、前記94の5-1から<u>94の5-8</u>までの規定に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>（訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程）</p> <p><u>94の5-9</u> 規則第10条の3第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。</p> <p>(1)～(2) （同左）</p> <p>（貨物を業として輸入する者についての規定の準用）</p> <p><u>94の5-10</u> 規則第11条の規定に基づき、規則第10条の3の規定を貨物を業として輸出する者に準用する場合の取扱いについては、前記94の5-1から<u>94の5-9</u>までの規定に準じて取り扱うものとする。</p>